

令和4年度

## 津久戸小学校いじめ防止基本方針（学校基本方針）

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行を受けて）

### 本校の基本理念

「いじめ」は重大な人権侵害である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

いじめられた方にも問題があるような議論もいまだに散見されるが、何といたってもいじめの方が絶対に悪いのである。もし、いじめられた側にも問題があったとしても、そのことでいじめられる理由は何もない。教師をはじめ我々、大人が子どもの身になり「同苦」していくという姿勢が求められる。

学校にあっては、何よりも早期発見に努め、いじめられている子を救っていかなければならない。また、いじめ側の子にも救いの手を差し伸べていかなければならない。

いじめを許さないという強い信念のもと、いじめは絶対にダメだという強いメッセージを学校や学級で伝える。

それを支える学校文化あるいは学級の風土の醸成につとめなければならない。教職員、保護者、地域という我々大人が子どもの問題とすませるのではなく、子どもの世界は大人社会の鏡ととらえていきたい。そして、また一人一人が当事者意識をもち、自分の心にある「差別意識」を取り除いていかなければならない。一方では、学級や学校という集団が閉鎖的になっているのであれば、学校や学級というあり方や仕組みを考えなければならぬ。それは、心理的な問題としてのみで、片付けられる問題ではない。

それには、学校を閉鎖的な空間ではなくて、地域の風が吹き、保護者の方と共に歩むことができる学校風土を作っていかなければならない。「いじめ」という個人・集団に現れる問題を、個人の心理や、特異性・個性の問題という要因に原因を求めるのではなく、学級や学校の在り方にあるいは社会的要因も考えていかなければならないだろう。

地域協働学校がはじまった。この組織は優れて、地域と保護者と学校をつなぐ存在としてある。学校のことを理解する、保護者同士が繋がるなど地域に生きる子ども達が学校という存在を通して、善の連帯・ネットワークを構築していくことが重要である。

また、ネットでのいじめ等という新しい課題にも真摯に対応していかなければならない。

「いじめ」の問題は、学校教育に関わる人すべてが自分のこととして受け止め、自分のこととして解決していこうとする強い意志をもたなければならない。この方針はその強い意志の表れとして制定する。

## 全ての児童が安心・安全で意欲的な学校生活を送るために

★健全育成を目標に「いじめ」「不登校」「問題行動」など、未然防止の取り組みに重点を置く。

※具体的な手立て

### 1 未然防止の取組み

① 「わかる授業」を心がけ自分に自信を持つように育む。

⇒学力に対する自信のなさや不安をなくし、授業場面で活躍できることで意欲をもたせる。

※授業の改善

※互いの授業の検証（研究授業など）

② 一定の規律ある授業態度の育成（集団の一員としての自覚や自信を育む。）

⇒規範意識を育むための重要な機会と捉える。ただし「引き締め」が目的ではなく、互いにきまりを守ることの大切さ、**心地よさを育む**機会として捉える。例えば話の聞き方、発言の仕方などに一定の規律をもたせることは、日々の授業の中で、当たり前発言したり聞いたりする姿勢となり、個々の不安や不満等を減少させる。またコミュニケーション能力を育むための基礎的な力となる。

特に名札と帽子は規範意識の崩れの兆候となっている。（平成 26、27 年度にみられた傾向です）

※授業形態の改善

※互いの授業の検証（研究授業など）

③ 自己有用感を獲得させる。

⇒学校生活全体（学習、きょうだい活動、特別活動、行事等）の場を通じ、友人関係、集団作り、社会性を育むと共に、自分が「役に立っている」「認められている」といった自己有用感を獲得させる機会とする。

※道徳（思いやり、親切、命の大切さ）、道徳授業地区公開講座

※「居場所（子供が安全で困らないようにする）づくり」を進める中で「絆づくり」（互いに認め合う場）も進める。

④ 「いじめ」についての理解を深める。※児童が「いじめ」を認識した時点で「いじめ」となる

「ふざけっこなどの）やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」等のしつこい行為が「いじめ」に発展していくことを認識し、①②③をもとに自己コントロール力を育む。

特に相手の気持ちを考える習慣を育む。（平成 26、27 年度に傾向がみられた）

※教員 生活指導研修会（一学期）、職員会議（定例会議）等

※児童 全校朝会校長講話、児童アンケート（6、11、2月）、学級指導

※保護者、地域 保護者会、個人面談、学校便り（6、11、2月）

## 2 早期発見の取組み

### 【情報の収集】

①日ごろの児童の様子を知ること、変化に気付く。

⇒朝の出席点呼、遊びや言動、ふざけっこ等、気になる変化に気付いた時はメモ（5W1H等）をしておく。

⇒養護教諭や、専科、S.Cなど、担任以外からの情報等。

※家庭での様子（保護者のかかわり方や家庭環境を知っておく）

※個人のノート等の活用

### ②周囲の児童からの情報（重要）

⇒「告げ口」「チクリ」意識の転換⇒卑怯なこと、恥ずかしいことではない⇒命を守るために必要なこと。

（◎不審者を見かけたときと同じ）⇒勇気をもって行動する⇒意識の転換は、いじめられている児童にとっても精神的な成長になり、自分から発信する力になる。「何もしない」「周囲であおる」などは加わっていることと同じだという認識をもたせる。

※全校朝会校長講話（6, 11, 2月）、学級指導（6, 11, 2月）

### ③保護者からの情報

⇒連絡帳など

### ③ ふれあい月間（6, 11, 2月アンケートと調査）での取組みから

⇒アンケート調査からの情報への対応を、聞き取りを中心に丁寧に行う。

### ④ ハイパーQUでの取組みから

⇒ハイパーQUの結果分析をふれあい月間アンケート調査と合わせて行う。

### ⑤地域（公園、登下校中、他団体等）からの情報収集。

⇒地域からの情報対応

⇒民生児童委員などとの連携を行う。※民生児童委員連絡会（夏季休業前）他

### 【情報の共有】と【初期対応】（学校いじめ対策委員会発足）

⇒情報を得たら、できるだけ早く共有し対応を考える体制を作る。（管理職、学年主任、生活指導主任、S.C等）

⇒対応が後手にならないように、迅速な情報の共有を怠らないようにする。

ささいな情報も放置したり、問題でないと判断したりすることがないようにする。

⇒教職員間での情報の共有

⇒組織体制で対応する。学校いじめ対策委員会は校長が判断しその都度構成する。

※随時、さらなる情報収集に努める。

### 3 対処について 学校いじめ対策委員会の役目

①学校いじめ対策委員会は「いじめ」として対応すべきかを含め、対処の進め方を判断する。

※「重大な事態」（身体や財産に重大な被害が生じる恐れ）と判断された時は学校の設置者の指示に従って必要な対応を行う。

※全教職員への連絡や報告の判断をする。

②情報整理と事実の確認⇒指導の方針

⇒「いじめられた児童」からの聞き取りとケア、「いじめた児童」からの聞き取りと指導

※周囲の児童からの情報を得る。

※「いじめられた児童」から事実を確認する。

※「いじめた児童」へは事実をもとに、悪かった点に気付かせる⇒納得させる⇒謝罪の気持ちを持たせる⇒謝罪の流れで指導を行う。

③保護者との連絡を判断する。

⇒どの時点で保護者と連絡を取るのかを判断する。

④問題点の解消まで組織として責任をもつ。

⇒見守りと共に、問題の再発を防ぐ教育活動を継続する。

⑤その他

評価について

※学校評価に各学校共通項目を置く。

※項目1「未然防止の取組み」については、6月 11月 2月の職員会議でその取組みについて確認する。

※項目2「早期発見の取組み」については月例職員会議の生活指導報告会で確認する。

※項目3「対処について」は随時、学校いじめ対策委員会で判断された方針に沿って行う。